

「紡績品輸出自動許可証の 証明費用の徴収終止に関する通知」

2005 年 2 月 21 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部事務庁文

商配字[2005]11号

商務部事務庁 紡績品輸出自動許可証の 証明費用の徴収終止に関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市、重点省会都市及び新疆清算建設兵団商務主管部門：

紡績品を一体化した後の新情勢の要求に基づき、紡績品の輸出統計分析と測定を強化し、更に輸出経営者に良質で、高効果のサービスを提供し、輸出経営者のコストを削減するため、国务院の指示する精神と『紡績品輸出自動許可証暫定施行規則』(商務部令 2005 年第 3 号)に基づき、ここに、紡績品の輸出自動許可証に対する証明費用の徴収終止に関する事項を以下のように通知する。

一、2005 年 3 月 1 日より、各省、自治区、直轄市、計画単列市、重点省会都市、新疆清算建設兵団商務主管部門(以下、各許可証発行機構と称する)は『紡績品輸出自動許可証暫定施行規則』に基づき輸出経営者が紡績品の輸出自動許可証の手続きを行うとき、証明費用を徴収しない。

二、国家関連規定に基づき、各許可証発行機構は、旧輸出入許可証の徴収費項目と徴収費標準の公示欄内に本通知内容を公示し(商務部割当額許可証事務局クレーム電話番号:010-84095112、010-84095353を含む)、輸出経営者が紡績品輸出自動許可証の手続きを行うとき、関連費用を徴収しないことについて理解を得る。

三、各許可証発行機構は、本機構の実際情況に基づき、紡績品輸出自動許可証の空白証書の管理を強化し、節約するとともに、それぞれ対応する管理措置及び規則を制定し、浪費を防止する。

紡績品輸出自動許可証に対する証明費用の徴収終止は、紡績品の一体化後における新しい情勢の要求であり、徹底的に『行政許可法』、『外貿法』の重要措置を確実なものにする。各許可証発行機構は、紡績品輸出許可証に対する証明費用の徴収終止に関しての重要意義を十分に認識し、積極的にきちんと各項目作業を実施する。

紡績品輸出自動許可証に対する証明費用の徴収終止措置を徹底的に着実なものにするため、商務部割当額許可証事務局に報告し、同時に商務部は適時にこの項目の監督検査を組織する。

各許可証発行機構は執行過程中発生するあらゆる問題については、商務部割当額許可証事務局に連絡してください。

割当額許可証事務局Web: www.licence.org.cn

代表電話:010-84095112、010-84095353

担当者:王志勝、張楚虎

2005 年 2 月 21 日